

行政改革推進会議の役割と運営について

1 推進会議の役割

(1) 条例上の位置づけ

本会議は、三田市附属機関の設置に関する条例に基づき設置されていますが、その担当事務は、「行政改革の推進に関する事項についての調査審議」とされています。

(2) 行財政構造改革の通期検証

この条例の規定に基づき、本会議では、将来にわたって持続可能な行財政運営をめざし、まちの構造や行政運営の仕組みを変える取り組みとして策定した方針に基づく重点改革項目および行財政構造改革行動計画（期間：平成 29 年度～令和 3 年度）の実施状況について学識者、各種団体、市民のそれぞれの立場から、チェックしていただきたいと考えています。

(3) 行政改革の推進に関する方針（案）の審議

令和 4 年度からは、第 5 次総合計画による施策・事業の展開が行われるため、これを下支えするための行政運営を推進するとともに、本市が今後直面する課題へ積極的な対応を図るため、これまでの行財政構造改革の成果と課題を踏まえた次期方針（案）に対するご意見をいただきたいと考えています。

(4) その他市長が諮問する事項

2 委員の任期

委員の任期は、諮問にかかる審議が終了するまでとします。

3 会議の公開について

(1) 情報公開条例

市長の附属機関が行う会議は、三田市情報公開条例に基づき原則公開となります。趣旨は、会議の公正な運営を図り、市民の市政への参加と公正かつ透明性の高い市政を推進するためです。

ただし、公開することにより会議が混乱するなど、適正な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、委員会の決定により非公開とすることができます。

(2) 会議録の公開

会議録についても、この条例に基づき、個人情報等公開が適当でない部分を除いて原則公開となります。

なお、会議録の取扱いについては、後ほど、別紙の事務局（案）をご確認いただきお諮りしたいと思います。

4 通期検証・次期方針策定のスケジュール

5月25日	通 期 検 証	第1回 諮問（通期検証および次期方針） 行動計画および重点改革項目の内部評価説明 論点協議
6月27日		第2回 重点改革項目等の内部評価について協議 行財政構造改革方針の総括
7月上旬		中間報告（通期検証）
7月20日予定	次 期 方 針	第3回 次期方針（素案）説明 論点協議
8月中旬		第4回 次期方針（素案）協議
9月上旬		第5回 次期方針（素案）協議 次期方針（案）策定に向けた意見集約
9月中旬		答申（通期検証および次期方針）
11月上旬		次期方針(案)等についてパブリックコメント実施
3月		次期方針策定